

○羽村市生涯学習基本条例

平成24年6月29日条例第20号

羽村市生涯学習基本条例

(目的)

**第1条** この条例は、羽村市（以下「市」という。）における生涯学習に関する基本的な理念並びに市、市民及び団体等の役割を明らかにするとともに、生涯学習施策を総合的かつ計画的に推進し、もって生涯学習社会の実現を目指すことを目的とする。

(定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市の区域内（以下「市内」という。）に住所を有する者、市内の事務所又は事業所に勤務する者及び市内の学校に在学する者をいう。
- (2) 団体等 市内において営利又は非営利の活動、公益的活動その他の活動を行う全ての団体及び法人をいう。

(基本理念)

**第3条** 市民一人ひとりが、乳幼児期から高齢期に至るまで、主体的にいつでもどこでも楽しく学び、喜びや充実感をもてるようにするとともに、市、市民及び団体等が互いに連携協力し、活力ある地域コミュニティと心豊かな安らぎに満ちた生涯学習のまちを創造していくものとする。

(市の役割)

**第4条** 市は、基本理念に基づき、生涯学習施策を総合的に推進し、市民及び団体等が学んだ成果を次世代に引き継ぎ、さらに地域や社会に広げ、活かしていくなどの生涯学習活動について支援していくものとする。

(市民及び団体等の役割)

**第5条** 市民及び団体等は、主体的な意思のもと、基本理念を実現するための生涯学習活動の推進に寄与するものとする。

(基本計画)

**第6条** 羽村市長（以下「市長」という。）は、生涯学習施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、羽村市生涯学習基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

- 2 市長は、基本計画を策定しようとするときは、市民の意見が反映できるよう必要な措置を講じるとともに、次条に定める生涯学習審議会に諮問し、意見を聴かななければならない。
- 3 市長は、基本計画を策定したときは、直ちに公表しなければならない。

4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(生涯学習審議会)

**第7条** 市長の附属機関として、羽村市生涯学習審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、生涯学習に関する重要事項を調査審議し、市長に答申するものとする。

3 審議会は、市長が委嘱する委員20人以内で組織する。

4 前3項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市規則で定める。

(委任)

**第8条** この条例に定めるもののほか、生涯学習に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 施行日前に策定された羽村市生涯学習基本計画は、第6条第1項の規定により策定された基本計画とみなす。

(羽村市生涯学習基本計画審議会条例の廃止)

3 羽村市生涯学習基本計画審議会条例（平成14年条例第18号）は、廃止する。

(羽村市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 羽村市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和38年条例第17号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)